

「非課税世帯物価高騰緊急支援金」を 対象の方へ支給します

この支援金は、国の重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による、特に家計への影響が大きい非課税世帯の方の生活の安定と、経済的負担の軽減を図るため、町が支給する給付金です。

【 対象の方 】

令和8年1月1日（基準日）において本町の住民基本台帳に登録されている方で、以下のいずれの要件も満たす世帯の世帯主の方

- ① 令和7年度（令和6年分）町県民税非課税世帯
- ② 令和7年1月1日において日本国内に住民登録している世帯
- ③ 令和7年度（令和6年分）町県民税未申告世帯以外の世帯
- ④ 租税条約による免除の適用によって、町県民税が課されていない者を含む世帯以外の世帯

※対象の世帯の世帯主の方へ、支給のお知らせを送付しております。原則として、受給するための手続は必要ありません。

【 給付額 】

1世帯あたり・・・20,000円

※詐欺にご注意ください。

電話でキャッシュカードの番号や暗証番号を聞くことはありません。

給付金については、町からの通知書のみで行っております。

◆問い合わせ 町民税務課 税務係 Tel0224-37-2193 (平日 8:30~17:15)